

帰化制度における原国籍の事前離脱問題

武田 里子

[要旨]

本稿で取り上げるのは、日本の帰化実務の中で帰化を許可する前に原国籍を離脱させ、無国籍者を生み出している問題である。対象者の中には国籍法11条1項（自己の志望により外国籍を取得した者は日本国籍を失う）によって日本国籍を喪失した元日本人も含まれている。人の国際移動が活発化し、ライフステージのある期間を日本国外で暮らし、家族や仕事のために居住国の国籍を取得する人びとが漸増しつつあるが、これは世界各国でみられる現象である。各国はそうした現実と国籍法制の調整に取り組んでいる。ヨーロッパ国籍条約（1997年）は婚姻と出生により取得した国籍を締約国は奪ってはならないと定める。複数国籍を認める欧米諸国に居住し、国籍を取得する条件を備えながら永住権のまま暮らす日本人は、周囲の人びとにとって特異な存在だとみなされている。国籍を喪失した人びとが日本国籍を回復させる手段は帰化申請しかなく、その過程で一部の申請者は、日本政府から原国籍を離脱し無国籍になることを求められる。本稿は無国籍者を可能な限り削減しようとする国際社会の取り組みを参照しながら、このような帰化実務が続いている歴史的背景と制度の不合理性を明らかにし、改善に向けた論点を提示することを目的とする。

[キーワード]

帰化制度、無国籍、国籍法11条1項、ヨーロッパ国籍条約

1. はじめに

本稿で取り上げるのは、日本の帰化実務の中で帰化を許可する前に原国籍を離脱させ、無国籍者を生み出している問題である。法務省が毎年発表する帰化許可者の国籍は上位2カ国（「韓国・朝鮮」と「中国」）のみであり、他の国籍は「その他」にまとめられている（図1参照）。上位2カ国は日本国籍を取得すると同時に元の国籍を喪失するため、日本政府は重国籍防止措置を取る必要がない。無国籍問題は「その他」に一括されている国籍者の問題であるが、「その他」が帰化許可者数の10%を超えたのは2008年のことである。

対象者の中には国籍法11条1項（自己の志望により外国籍を取得した者は日本国籍を失う）によって日本国籍を喪失した元日本人も含まれている。中にはこの条文を全く認識しておらず、旅券の更新時や子どもの出生届の際に国籍喪失という生活と人生の基盤を揺るがす事実を突き付けら

れ、「出産後に子どもの日本国籍を取得する手続きを調べていくうちに（11条1項に）気づき、自殺しようかと何度も考えた」という人もいる（武田2020：70）。人の国際移動が活発化し、ライフステージのある期間を日本国外で暮らし、家族や仕事のために居住国の国籍を取得する人びとが漸増しつつあるが、これは世界各国でみられる現象でもある。各国はそうした現実と国籍法制の調整に取り組んでおり、ヨーロッパ国籍条約（1997年）は婚姻と出生により取得した国籍を締約国は奪ってはならないと定める（館田2019）。複数国籍を認める欧米諸国に居住し、国籍を取得する条件を備えながら永住権のまま暮らす日本人は、周囲の人びとにとって特異な存在だとみなされている（武田2020）。

2018年3月に海外に居住する「日本人」8名が東京地裁に提訴した国籍法11条1項違憲訴訟（国籍はく奪条項違憲訴訟）は、2020年8月に最終弁論を終了した（詳細は仲（2019）を参照）¹。この裁判の行方を固唾を飲んで見守る人びとの存在は、「国籍法11条改正を求める有志の会」によるchange.orgの呼びかけに40,403人（2020年11月27日現在）もの賛同署名が集まっていることから推察できる。

国籍法11条1項によって国籍を喪失した人びとが日本国籍を回復させる手段は帰化申請しかなく、その過程で一部の申請者は、日本政府から原国籍を離脱し無国籍になることを求められる。本稿は無国籍者を可能な限り削減しようとする国際社会の取り組みを参照しながら、このような帰化実務が続いている歴史的背景と制度の不合理性を明らかにし、改善に向けた論点を提示することを目的とする。まず、国際社会の無国籍削減の取り組みを概観し（2節）、帰化許可数の推移と帰化申請時の原国籍の取り扱いを確認する（3節）。次に重国籍防止と無国籍防止について検討したのちに（4節）、帰化申請中の家族の事例から当事者が直面する問題状況を整理し（5節）、最後に全体の議論をまとめる。

2. 無国籍削減に向けた国際社会の取り組み

複数国籍の対極に位置づけられるのが無国籍である。無国籍者は、どの国からも国民として認められていない。どこの国とも正式な法的紐帯をもたないがゆえに、学校に通ったり、医療を受けたり、出生や婚姻の登録をしたりする基本的人権さえしばしば脅かされる。さらに別の国に合法的に旅行したり、滞在したりすることもできず、場合によっては拘禁されてしまうことさえある。このため国連難民高等弁務官（UNHCR）は、2010年から無国籍関連条約への加入促進キャンペーンを再開し、2014年11月から新たに10年以内に無国籍者をなくす目標掲げる「#I Belong」キャンペーンに取り組んでいる。2010年以来、「無国籍者の地位に関する条約」（無国籍条約）の締約国は65カ国から89カ国に、「無国籍の削減に関する条約」（無国籍削減条約）の締約国は33カ国から70カ国へと増加した。

日本政府は無国籍条約にも無国籍削減条約にも参加しておらず、「日本の国内法令には、無国籍者の定義を定めた規定は存在せず、また無国籍認定に特化した手続きも存在していない」（無国籍研究会2017：12）。法務省の「在留外国人統計」によると、2019年12月末現在の外国人総数2,933,137人のうち、無国籍者は646人である。ただし「在留外国人統計」の国籍データには実効

性のない国籍も含まれているため、実際の無国籍者はこの数を上回っている可能性が高い。新垣(2015)は、2009年～2013年までの無国籍からの帰化許可者を32名と記しているが、このデータも公式のものではなく、法務省民事局担当者からの聞き取りによって得たものである(同上:25)。無国籍データもなく、また帰化許可者の原国籍の公開もごく一部であることが本稿の課題を議論する上での制約になっている。

第二次世界大戦中に国籍の剥奪によって重大な人権侵害が起きた反省から国際社会は無国籍の予防措置を講じてきた。世界人権宣言15条は「すべての者は国籍への権利を有する」と謳うとともに「何人も、その国籍を恣意的に奪われ、または国籍を変更する権利を否認されない」と規定し、その後の様々な国際条約が国籍を人権として規定する流れを生みだした。無国籍条約や無国籍削減条約の他にも、1966年「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)24条3項が子どもの国籍を取得する権利を規定し、1979年「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約)7条は女性が国籍の取得、変更と保持に関して男性と平等な権利が与えられること、子どもの国籍に関して男女に平等な権利が与えられることを規定した。さらに1989年「子どもの権利条約」9条は子どもの国籍取得の権利を明確に規定した。「各国はそれぞれが自国の国籍をもつ者の範囲を自由に決めることができ、他国による制限を受けない」(近藤2019:179)。とはいえ、日本も国際社会の一員として国籍を人権ととらえる起点となった世界人権宣言をはじめ、国際人権条約を遵守することは当然に期待される。

2010年代に入り日本では無国籍問題に関する調査報告書が相次いで刊行された。主なものをあげると、阿部浩己『無国籍の情景—国籍法の視座、日本の課題』(2010)、新垣修『無国籍条約と日本の国内法—その接点と隔たり』、そして日本国内の無国籍者を類型化した『日本における無国籍者—類型論的調査』がある。この報告書は「無国籍研究会」が日弁連法務研究財団助成と国連難民高等弁務官(UNHCR)駐日事務所の受託事業として取りまとめた成果物である。

いまのところ日本政府が無国籍条約の加入を検討している様子は見られないが、2020年1月29日、無国籍者に希望を与える画期的な司法判断が下された。東京高裁は、旧ソ連出身の無国籍の男性(52)を難民と認めず、強制送還を命じた国の処分を取り消した。野山宏裁判長は男性を難民にあたと指摘したうえで令書を執行すれば、男性は「地球上で行き場を失うのは明らかだ」(下線は筆者)として国の判断を批判した²。無国籍条約に加入していないからといって、日本政府も国際社会が積み上げてきた無国籍者を生まない、可能な限り無国籍者を削減しようとする流れに背を向けるわけにはいかない。

3. 先行研究と重国籍防止条件

3.1 先行研究と帰化行政

帰化制度に関する先行研究のほとんどは在日朝鮮人に関するものである(金1990、佐々木2006、浅川2007、李・田中2007、白井編2007など)。李(2016)は日本の帰化行政の流れを次のように整理している。第1段階(1952年～1960年代)の年間の帰化許可者は2000人台で推移した。主な申請者は「日朝結婚をした日本人女子が離婚して、その子どもとともに帰化した者、すなわち「元

日本人の日本国籍回復」であった。第2段階（1970年代～1980年代）は日台国交断絶（1972年）により在日台湾人の帰化申請が一時的に急増し、中国人の帰化許可数は249人（1971年）から1303人（1972年）に、1973年には7338人となった。第3段階（1980年代）に日本政府は以下の国際条約を批准し国内法の整備に取り組んだ。国際人権規約（1979年）、難民条約（1982年）、そして女性差別撤廃条約（1985年）である。女子差別撤廃条約の批准に先立ち、国籍法は父母両系血統主義に改正され、「戸籍法が外国姓を受容した」ことにより、帰化申請者への日本的氏名の強制が停止された。帰化許可数は年間8000人超となる。第4段階（1990年～）に入り1993年に初めて帰化許可数は1万人を突破した。

2000年代に入ると戦後の帰化許可者の最大グループであった在日朝鮮人の中に帰化についての意識変化がみられるようになる。「帰化はもはや『祖国か日本か』の二者択一の『踏み絵』ではなく、「二つの文化の懸け橋の役割を担う人たちや、帰化後の氏名に民族名を残し『コリア系日本人』としてハイブリッドなアイデンティティをもつ例も増えてきた」（李2016：120）。李（2016）によればコリア系日本人の日本国籍取得の動機は、子どもの将来のことを考えた安定志向と、差別の回避やアイデンティティの確立、日本旅券を持つことによる利便性を上げる人が多くなり、「差別からの逃避ではなく積極的な社会参画」を志向するものに変化している（同上121）。

欧米では帰化が国家の側の絶対的な自由裁量から、帰化条件を明示することで、条件を満たすとシティズンシップ（国籍）を取得する法的資格が移民の側に生じる権利帰化に向かいつつある（ヨブケ2013：57）。ところが日本の帰化行政は、いまま帰化を許可するか否かは国家の絶対的な自由裁量であり、外国人に帰化の権利というものはなく、あくまでも国家が「国益」を基準として、自由に決定できるとの立場を堅持している（金1990）。

国籍は法学系の他に、国際社会学や移民研究、多文化社会論など多様な学問分野と関わるが、これまでのところ外国人として海外で暮らす日本人が直面する課題はどの分野とも上手く接合できていない。グローバル化が進む中で多くの国が、移民受入国であり、また送出国でもあるという二面性をもつようになり、母国を離れた人びとの共同体との紐帯を強めようとする再民族化の動きもみられる（ヨブケ2013）。さらに一方では国籍を忠誠心と結びつける傾向は依然として残るものの、他方では国籍を商品として売買する動きもみられる³。国民国家体制の基盤をなす国籍概念の流動化として今後の動きが注目される。

3.2 1984年改正国籍法の遡及時期をめぐる攻防

元帝国臣民に対する国籍剥奪問題は1984年に国籍法が父系血統主義から父母両系血統主義に改正される際に、届出により日本国籍を付与する対象者の範囲を設定する場面で議論になった。政府委員は「未成年というところが国籍法の考え方としては一番筋が通った考え方であるというところで、昭和40年1月1日以降に出生した者」⁴にしたいと主張したが、委員の中からそれとは異なる2つの主張がなされた。ひとつは両性の平等を定める日本国憲法と整合性をもたせるためには憲法施行時とすべきだというものであり、もうひとつは講和条約を締結して主権を回復した1952年にすべきだというものである。結局、政府案のとおり採択されたが、その過程で政府委員は次のような興味深い発言を行なっている。

昭和52年4月の平和条約発効までの間は、いわゆる朝鮮籍、台湾籍におられた方々もその当時におきましては日本国籍をもっておったわけでございます。したがって、その時の母と申しますか、その朝鮮籍、台湾籍の女性を母とする子供（下線は筆者）が22年の新憲法の間から27年の平和条約の間に生まれておられる。それはかなりの数があると思います。そういう方につきましては、今後の附則第5条の一つの要件を満たすということになります。それが果たしていい結果を招くであろうかといいますが、これは国籍の関係につきましてはかなりの混乱を起し、場合によっては韓国あるいは中国との関係でも無用の問題を起しかねないというような気もいたします。

ここでの議論には抜け落ちている問題がある。「朝鮮籍、台湾籍の女性」が誰かといえば、朝鮮籍と台湾籍の男性と結婚した「日本人女性」のことである。結婚により内地戸籍から朝鮮戸籍あるいは台湾戸籍に移籍されていた女性たちは、1952年に法務府（現在の法務省）民事局長通達（4月19日民事甲438）によって日本国籍を剥奪された。1952年～1960年の帰化者の大多数は「元日本人」、つまり「日朝結婚をした日本人女子が離婚して、その子どもとともに帰化したもの」（金1990：15）であった。法務委員会の議事録を読む限り、こうした事情への言及はまったく見られない。

敗戦から主権を回復する1952年までの間の混乱状況について、筆者に託された手記をもとに紹介したい⁵。李さん（男性）は朝鮮人父と日本人母のもとに愛知県で1951年1月4日に生まれた。国籍は「朝鮮」。両親は1950年5月1日に結婚し、同月23日に「朝鮮戸籍に送付したので母は内地戸籍から除籍された」と戸籍に記されたがこれが疑わしいという。なぜなら1945年10月15日に法務府民事局長から次の通達が発せられていたからである。「朝鮮人、台湾人等から届出のあった戸籍及び寄留に関する書類を届出人又は事件本人の本籍地に送付を試みる向もあるようであるが、かかる文書は、別に指示するまで、送付できる状態のまま留め置く。管下各出張所及び各市町村に対し、周知徹底方取り計らわれたい」（法務局民事局長特甲第452号）。1948年11月2日に発出された民事局長通達（法務府民事局民事甲第3486号）も同じ文面である。両親の結婚届の提出が1950年7月1日の新国籍法施行後であれば、李さんの母親は日本国籍を剥奪されなかった。1961年6月30日、李さんと母親は北朝鮮への第6次帰国船に乗船するため、新潟市の日赤センターに外国人登録証を返納し、出国の手続きを完了した。ところが北朝鮮側に受入を拒否されてしまう。母親が「日本人」だったためである。

その後両親は離婚し、母親は帰化申請を行なったが、1961年12月却下された。理由は「10年間も外登証を持たせてきたわれわれ（法務省役人）の面子が立たない」というもので、「元日本人」への配慮などみじんもなく、「生活保護受給世帯は帰化どころか、強制退去の対象だ」と恫喝された。一片の民事局長通達で旧植民地出身者の日本国籍を喪失させた際には、日本で暮らしたい者には帰化の道があると説明していたが、帰化審査の場面はこのように過酷なものであった。

1873（明治6）年に定められた「内外人民婚姻条規」（政官布告第103号）は、外国人と結婚した日本人女性の日本国籍を喪失させる一方で、日本人男性の妻となる外国人女性は日本国籍を取得すると定めた（嘉本2001）。内外人民婚姻条規は1899年に制定された旧国籍法に引き継がれ、夫婦国籍独立主義が採用される新国籍法施行（1950年）まで続いた。77年間続いた国際結婚女性をめぐる法制度が、国際結婚者を他者化する上で国民意識に与えた影響は少なくないだろう。国籍問

題を議論する際にはジェンダーの視点が欠かせない。

3.3 帰化許可者の推移

図1は1952年から2018年までの帰化許可者数をまとめたものである。法務省が公表している帰化許可者の国籍は、上位2カ国（「韓国・朝鮮」「中国」）のみであり、その他の国籍は全て「その他」にまとめられている。

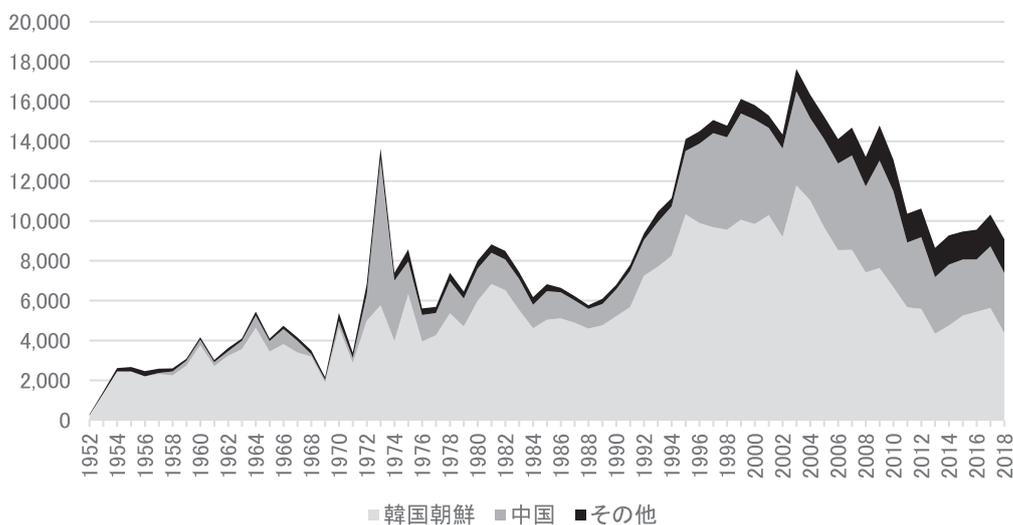
1952年～2018年の帰化許可者は540,069人。「朝鮮・韓国」365,440人（67.7%）、「中国」137,812人（25.5%）、「その他」36,727人（6.8%）である。「朝鮮・韓国」の帰化者が5割（48.0%、4,357人）を下回ったのは2018年。「その他」に含まれる帰化申請者が顕著に増え始めるのは2010年前後のことで、2008年に初めて10%を超えた（11.2%）。

表1は2018年6月に近藤博徳弁護士が法務省から入手したデータをまとめたものである。李（2016：114）も法務省民事局から入手した原国籍別帰化許可者数上位10カ国（2002年～2014年）のデータを掲載している。2011年以降の順位は表1と同様である。またこの7カ国の帰化者が総数に占める割合は、95.1%（2017年）である。

表1から次のことが分かる。「韓国・朝鮮」「中国」には日本の国籍法11条1項と同じく外国籍取得と同時に国籍が喪失する規定があるため、日本政府はこの2カ国に関しては重国籍防止措置をとる必要がない。「ベトナム」も同様である。この3カ国で86.5%を占める。一方「ブラジル」「フィリピン」は日本国籍を取得するために事前に国籍を離脱することができないため国籍法5条2項が適用され、いったん重国籍になる。条文の確認ができていないが「ペルー」もこのカテゴリーに含まれるようである。「バングラデシュ」の国籍法に関する情報も未入手であるが、2011年以降、バングラデシュ国籍者の帰化は一貫して7位であることから、法務省はすでに正確な情報を入手し帰化手続きはルーティン化していると思われる。

以上を整理すると、帰化申請者の原国籍に関するデータ蓄積がいまだ途上なのは残り4.9%の一部ということになる。帰化許可者の多い国を10位まで広げても、欧米先進国で含まれるのはアメ

図1 帰化許可数の推移



法務省データより筆者作成

表1 2017年の帰化許可者数

順位	国籍	帰化者数	割合	累積割合
1	韓国・朝鮮	5,631人	54.6%	
2	中国	3,088人	29.9%	84.5%
3	ブラジル	308人	3.0%	
4	フィリピン	307人	3.0%	
5	ベトナム	204人	2.0%	
6	ペルー	180人	1.7%	
7	バングラデシュ	92人	0.9%	95.1%
	その他	505人	4.9%	
	合計	10,315人	100.0%	

近藤博徳弁護士が法務省より入手したデータをもとに筆者作成

リカのみである。欧米諸国は重国籍を認めている。つまり、日本政府が重国籍防止措置をとらなければならないのは欧州諸国からの申請者である可能性が高い。近藤博徳弁護士によると、法務省の日常業務の中に各国の国籍法の調査業務が含まれているわけではない。また法務省は各国にある日本大使館に照会する場合もあるが、法律は随時変わるのでフォローしきれているとは思えず、毎年のように申請がある国の情報は正確であろうが、そうでない国については法務省の情報が最新だとは限らない。

3.4 帰化申請時の原国籍の扱い

国籍法5条1項5号は帰化の条件として、「国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと」と定めている(重国籍防止条件)。このため外国人が日本に帰化するときには、それまでの国籍(原国籍)を離脱させることを原則的な取扱いとしている。しかし原国籍の取扱いは原国籍国の法律の規定の仕方によって異なる。事前離脱を認める国の中でも、その要件の厳しさや緩やかさには差異があり、本人が希望すれば無条件で離脱を認める国もあれば、外国籍を取得できることが確実である場合に限って事前離脱を認める国もある。筆者が世話人を務める複数国籍学習会⁶での議論を整理すると、規定の仕方は以下のように大きく3つに分けられる。

- ①外国籍を取得すると自動的に自国籍を失う規定がある場合は、原国籍離脱の手続きは不要である。例えば、韓国や中国。
- ②外国籍を取得する前に自主的に国籍を離脱することを認める国の場合は、原国籍を事前に離脱させて無国籍とし、国籍法5条1項5号の「国籍を有せず」に該当するものとして帰化を認める。例えば、モンゴル。
- ③事前離脱を認めず、また外国籍取得と同時に自動的に国籍を失う規定もない国の場合は、5条2項により原国籍を離脱しないまま帰化を許可する⁷。例えば米国やブラジルなど。

③のケースは原国籍を離脱しないまま日本に帰化するため、いったん重国籍になる。その後は国籍選択制度の対象になるが、外国籍の離脱は努力義務であるため、重国籍を維持することもできる。このように日本政府は「原国籍を離脱させる」ことを原則としながらも、相手国の法制度に応じて

ある意味で柔軟に対応している。問題はこうした情報が開示されず、運用が法務省の裁量にゆだねられ、申請者には異議を申し立てる回路がないことである。原国籍の事前離脱ができないことの「立証責任は帰化申請者が負っているから、これを証明できなければ事実上、帰化申請ができないことになる」(奥田1996:85)。

3.5 重国籍防止か無国籍防止か

1984年の国籍法改正審議の中で重国籍防止と無国籍防止のどちらが優先されるべきかの議論が行われた。重国籍防止を優先したい思いがあるためか、政府委員は歯切れの悪い答弁を繰り返した。最後に橋本議員が「重国籍防止のために無国籍を生じさせること自体行き過ぎというべきであるし、また、個人の人権尊重を第一義とする近代の傾向からすれば、無国籍の防止は重国籍の防止よりも重要であり、もし両者が抵触し二者択一を迫られる時は、前者を優先させるべきだ」とただしたのに対して、枇杷田政府委員は「確かに人権的な観点からとらえる場合には、重国籍よりは無国籍の解消の方が強く取り上げられるということは、これは否定できない」と答弁した⁸。ここでは、無国籍防止を重国籍防止よりも優先させなければならない、と確認されていたことを強調しておきたい。

国籍法13条は「外国の国籍を有する日本人は、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を離脱することができる」と定める。つまり、日本人の場合は、外国籍を有効に取得している場合でなければ、日本国籍の離脱を認めない。このように一方で、自国民の無国籍を厳格に予防しながら、他方では外国人が日本に帰化する場合には原国籍の事前離脱を求め無国籍にさせる法の運用は国際社会が積み上げてきた国際人権法の理念からいっても問題があるだろう。それも一律にはなく、国別の扱いが明文で示されているわけでもない。

帰化は行政不服審査法ならびに行政手続法の適用外とされるため、帰化処分に関する裁量権は無制限に国側が持っている。このため、国籍離脱証明書の提出を拒めば、単に申請書類の不備により不許可になるだけのことであり、帰化申請者には何一つ対抗手段がない。帰化行政と地続きである入国管理局の元参事官は著書の中で、「日韓協定に基づく永住権を取れなかった者や取らなかった者の処遇は一体どうなるのか」との設問に対して、「国際法上の原則から言うと「煮て食おうと焼いて食おうと自由」なのである」(池上1965:167)と記している。このような認識を現在は公に表明するわけにはいかないだろう。

だがこのような外国人に対する認識が行政組織に引き継がれていることをうかがわせる事例が寄せられている⁹。Mさん(男性、50代)は仕事の都合で米国籍を取得し、国籍法11条1項により日本国籍を喪失した。その事実気づかないまま旅券を更新する際に国籍喪失を通告され、2016年に帰化により日本国籍を回復させた。米国籍取得後に誕生した子どもは母親の戸籍に移すことで国籍喪失を免れた。Mさんを驚かせたのは、国籍喪失手続きのために訪れた区役所で担当者の発した「お望みでしたらこのタイミングでお子さんの日本国籍も喪失させましょうか?」という言葉であった。元日本人であろうと、国籍によって「日本人/外国人」の明確な線引きが行なわれる(武田2019b:40)。

4. 国籍離脱・放棄宣誓書と無国籍削減

Sさんから提供された「国籍離脱・放棄宣誓書」には、法務大臣宛に「私は、日本に帰化し、本国である〇〇の国籍を離脱・放棄することが可能になったときは、直ちに当該国籍を離脱・放棄することを誓います」と印字されており、申請者は、氏名、生年月日、住所、日付を記入する定型書式になっている。この文言からは、日本への帰化が許可されたあとに原国籍との重国籍になり、その後原国籍を離脱・放棄すればよいはずである。しかし現実異なる。ここでは2019年9月に帰化が認められた横綱白鵬のケースと無国籍者として育った青年が帰化を許可されるまでの事例を取り上げる。

4.1 白鵬の無国籍期間

2019年4月17日に新聞各紙は横綱白鵬がモンゴル国籍の離脱申請を行なったと報じた。国籍離脱が完了したのは同年6月28日。官報に帰化が掲載されたのは9月3日である。白鵬の名前は「ムンフバト・ダバジャルガル」から「白鵬翔」に変わった。日本国籍の取得は相撲協会が親方になるための条件として求めていたものである。「二重国籍が許されない日本では、帰化のためにモンゴルの国籍を離脱しなければならない」（下線は筆者）と報じられていたが、白鵬が6月23日から9月3日までの71日間無国籍だったことに言及したメディアはひとつもなかった。白鵬は現役の横綱である。帰化申請中も無国籍の間も稽古をし、本場所でたたかっていた。最悪の場合には稽古や場所中に対戦相手を死亡させてしまうこともありうる。そのような場合に帰化の審査に影響がないと言えるのか。帰化が取り消されれば白鵬は無国籍のままになる。

「国籍法には『重国籍を認めない』と定めた条文はない。他方で『重国籍を認める』と書かれた条文もない」（近藤2019：178）。法務省自身が90万人を超える重国籍者がいると推計しているのである。この実態を容認しながら「国籍唯一の原則」を繰り返し表明することによって、「日本は二重国籍を認めていない」との言説がメディアを通じてふりまかれ、日本国内のみならず海外にも不正確な情報が拡散されている。

4.2 無国籍から台湾籍取得、そして離脱

2020年7月30日に認定NPO法人難民支援協会のホームページに公開された野津美由紀さんの「日本と台湾の狭間で『無国籍』を生きた少年」¹⁰からこの事例を要約する。

弘明さんは台湾人母が妊娠中に日本人男性と結婚したことにより日本人男性の嫡出子として誕生した。しかし間もなく両親は離婚し、母親が失踪してしまったため、弘明さんは乳児院に預けられた。さらに父親からの親子関係不存在申立が認定されたため、出生に遡って戸籍が抹消されてしまった。こうして弘明さんは、2歳で無国籍となり、在留資格すらない非正規滞在者になった。幸いなことに、弘明さんは児童養護施設関係者や無国籍問題に詳しい弁護士の支援を受けて、帰化申請に必要な台湾籍を取得することができた。だが10カ月もの時間をかけて取得した台湾籍は取得した途端に離脱しなければならなかった。帰化条件を満たすためである。ここまで過酷に重国籍防止条件を徹底させることで日本政府が得る「国益」とは何か。弘明さんがようやく取得できた台湾籍

を維持することで、誰に、どのような迷惑や不利益を与えるのだろうか。

弘明さんの台湾籍取得と帰化申請を支え続けた小田川弁護士の次のような発言が心にしみる。「一番はやっぱり子どもには何の責任もないということですよね。彼の場合は日本国籍を失い、在留資格もすぐには取得できなかった。これは社会の一員として何とかしたい、一生懸命頑張る大人がいることを示したかったという思いです」。こうした実務家にたどり着けるかどうかで、当事者の運命は大きく左右される。

4.3 無戸籍と無国籍

無国籍問題と連動する課題のひとつに無戸籍問題がある。戸籍は日本人であることを証明する最も重要な疎明書類だが、出生届が出されなければ戸籍は作られず無戸籍になる。無戸籍は、離婚後300日以内に生まれた子が前夫の子とみなされてしまう等の理由から、母親が出生届を提出しなかった場合に生じる。井戸（2016）により無戸籍者の実態が明らかにされ、メディア報道も後押しとなり、政府は戸籍がなくても住民票の作成や、パスポートの申請を受理するようになった。

だが帰化実務で無国籍になることを強られる問題への社会的関心は低調なままである。帰化申請の許可を前提にした一時的な無国籍期間であり、無国籍条約が想定する無国籍とは質が異なる、との反論は容易に想定できる。筆者の問題意識はそこではない。無国籍期間の長短が問題なのではなく、帰化実務の中で国家権力による無国籍者が生み出されていることが問題なのだ。

無国籍研究会（2017）は、日本国内で発生した無国籍者または無国籍の可能性のある者をA～Hまでの8分類に分けて分析している。本稿で問題にしている状況は、類型F「帰化／国籍回復、失敗例」にあたる。類型Fは、「二重国籍を認めない法制度を採用する日本などにおいて、帰化等の手続きを行ない、当該手続き機関の要請を受けて従前の国籍を事前に離脱した者が、結果として申請した新しい国籍を得ることができなかった事例」と定義されている（同上：13）。

帰化に伴う国籍離脱手続の運用の改善については次のように言及している。「国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと」（国籍法5条1項）は、帰化の許可を受ける以前に原国籍を喪失する必要はないと解される。しかし、実際の帰化実務では「帰化が正式許可されるよりも前の内定段階で、元の国籍を離脱することが求められている。このような実務上の運用は、帰化が許可されるまでの仮に短期間であったとしても、無国籍を積極的に生み出す原因となっている。このような運用は、そもそも現行の国籍法の規定からかけ離れており、法律上の根拠がない（下線は筆者）。そして、日本国籍取得が認められなかった場合に一度離脱した元の国籍が回復される保障もないため、帰化許可処分前の国籍喪失は、回避されるべきである（同上：116）。全く同感である。

5. Sさん家族の事例

本節では、帰化実務の中で生じる無国籍問題の具体例としてSさん家族の事例から法律上の根拠がない帰化実務の運用が、当事者にどのような困難を強めているのかを明らかにしたい。なお、Sさん家族は帰化審査中のため、子どもと夫（Tさん）の国籍国をA国とし、Sさんの国籍国をB

国と表記し、現状の記述には若干の改編を行なった。

5.1 Sさん母子の帰化申請の現状

Sさんは2007年にB国の国籍を取得した。それは国内転職可能なビザ(永住権)を取得した際に、区役所担当者から勧められたためである。B国の国籍を取得すれば就労機会をEU圏内に広げられることもあるが、永住権では日本に長期帰国すると失効する可能性があった。当時のSさんには、B国籍取得によって日本国籍が喪失することは予想だにしないことだった。有効期間5年のB国の旅券は一度も使用しないまま失効し、Sさんは日本旅券のみを使っていた。

その後、日本に帰国し、2017年に日本旅券の更新を申請した際に、旅券センターで外国籍の取得を問われ、日本国籍喪失が告げられた。Sさんは不法滞在者となり、子どもたちは出生に遡って戸籍が抹消された。追い打ちをかけるように入管職員からは、不法就労にあたるので直ちに仕事を休職又は退職するよう迫られた。「自分の母国で不法入国と不法滞在による退去強制の対象になるという状況におちいってしまい、入管で指紋をとられたり、本当に精神的におかしくなりそうでした」と振り返る。母子ともに在留特別許可を受けて正規滞在者となり、帰化審査中である。Sさんに「国籍の疑義」が生じたのは、EU内某国の帰化者リストを外務省がチェックし、その情報が旅券センターに回付されていたためであった。2007年頃には外務省が外国の帰化者リストから日本人らしき名前をチェックしていたことになる。

Sさんの特殊性は、第1に国籍法11条1項の適応を受けて日本国籍を喪失していることを旅券更新の時までまったく自覚していなかったこと。第2に国籍喪失の事実を認識しないまま、日本国内でA国男性と結婚し、子どもを産み、子どももSさんの戸籍に登録されたこと。第3にSさんの国籍喪失が確定してしまったために、子どもの日本国籍が出生に遡って抹消されてしまったこと。第4にSさんはB国籍、夫と子はA国籍というように家族の国籍がバラバラになってしまったことである。

法務局での面接では、Sさん母子はともに日本国籍を取得して重国籍になった後に外国籍を離脱してもらおうと説明された。ところが2カ月ほどたったところで、法務局担当者からA国の国籍法を調べた結果、事前離脱ができることが分かったと、次のような連絡を受けた。外国籍を取得した場合の扱いがA国とB国で異なるために帰化実務の問題が凝縮した状況に陥っている。

お子さまに関しては、A国は外国籍取得の意思がある人は事前に国籍を離脱できるようなので、日本国籍をほぼほぼ取得できる段階になったら、こちらから書類を発行しますので、それをもってA国大使館で国籍離脱の手続きをしてもらいます。一時的に無国籍になってしまいますが、それが1カ月になるのか、1日なのか、1週間なのかということは分かりませんが、無国籍になってしまうということをお伝えします。事前離脱しなければお子さまたちは不許可となるでしょう。

いったん無国籍にならなければ帰化を認めないとの指示を電話で伝えられて納得できる者がいるだろうか。Sさんのケースはこれまでの帰化研究、さらに無国籍研究の盲点をつくものである。法務局担当者の発言から、A国からの日本への帰化申請者はまだごくわずかであることがうかがわ

れた。そこでSさんと筆者は協力して情報収集にあたった。

5.2 A国の事情

日本人の多くが国籍法についてそれほど詳しくないように、Tさんも自国の国籍法について特に詳しいわけではない。また夫妻の共通言語は双方の第2言語となる英語であるため、国籍法の知識に加えて言語上の制約が夫婦間で問題状況の共有を難しくしていた。そこで、筆者はA国にある大学で移民研究を行なっている日本人の知人（Yさん）に事情を説明して助言を求めた。Yさんからの情報を整理すると以下ようになる。

- ①A国は2001年より重国籍を認めている。2015年の法改正により両親のどちらかがA国の国籍である場合は、国内国外どこで出生しても、出生とともに自動的に国籍を取得できることになった。
- ②A国が国籍を「剥奪」することはできないが「離脱」は可能。また以下の場合には国籍を「喪失」する。(1) 国外で生まれ、A国に居住したことがない場合、また(2) A国に全く帰属がなくA国を訪れたこともない場合は22歳になる時点で国籍を「喪失」する。しかし(3) 無国籍になる場合は「喪失」しない。(1)(2)に該当する場合でも、18歳になった年から22歳になるまでに国籍保持の申請をすることで国籍を維持することができる。一時的にでもA国に住んだことがあったり、定期的にA国を訪れていれば、国籍保持の申請をする必要はない。
- ③他の国籍を取得する場合にA国の国籍を「放棄」することは認められているが、A国は重国籍を容認しているため、他の国籍を「離脱」しなくてはならないという義務はない。なお、これは、ポジティブな意味での国民としての義務からの「放棄／解放」という意味合いであり、日本の国籍法にある「離脱」renounceとはニュアンスが異なる。
- ④他の国籍を取得する場合、A国政府は国民が国籍を「離脱」することを認めているが、一時的であっても、無国籍になることはA国の法律上はあり得ない。

まとめると、無国籍削減条約を批准しているA国政府は、国民が無国籍になることを認めない。22歳以下で、片親がA国籍の場合、A国籍の離脱届を提出しても国籍を喪失させることはない。これを素直に読めば、国籍法5条2項「法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、…（従前の国籍を離脱せずとも）帰化を許可することができる」を適用すべきケースにあたると思われる。しかし、法務局担当者は、駐日A国大使館から得た離脱は可能だとの情報に基づき態度を変えていない（2020年11月現在）。

5.3 原国籍の事前離脱をめぐる当事者の葛藤

Sさんはネット上で帰化経験を公開している人から貴重な情報を得たが、帰化内示段階での国籍離脱指示を覆す根拠にはならなかった。英国政府も日本は重国籍を認めていないと認識しているため、帰化許可前の国籍離脱を認めた。だが英国政府は6カ月以内に新しい国籍を取得できなかった場合は、国籍放棄が無効になる仕組みをとり、国民が無国籍になることを予防している。先進諸国は重国籍を認めているのでこの予防策は不要である。この予防策が必要になるのは、それ以外の国籍を取得しようとする場合であり、日本はそのグループに含まれる。この人の無国籍期間は6週間だった。戸籍には帰化時点の国籍は「無国籍」¹¹と記載された。

確かに A 国には外国籍取得の意思がある者に対して国籍離脱を認める制度があり、離脱者が未成年の場合でも、両親の承諾があれば国籍離脱が認められるようである。しかし父親が A 国籍を保持したまま、子どもだけ A 国籍を離脱させることなど、A 国政府には想定外のことであろう。法務局担当者は A 国で未成年の国籍離脱の事例があることを駐日 A 国大使館から聞いたというが、それは家族全員が外国籍を取得する場合のことではないかと思われる。S さん家族の場合は、父親である T さんに日本に帰化する意思はない。

S さんの夫が日本への帰化申請に同意したのは、法務局担当者からいったん重国籍になったのちに A 国籍を離脱すればよいと説明されたからである。S さんによれば、A 国では子どもの権利条約を批准しているだけでなく、子どもの権利条約に準じた国内法が整備されている。したがって、父親である T さんが国籍離脱をせずに、子どもだけ国籍離脱をさせることは、父親による子どもの虐待とみなされる可能性すらある。S さんは、この事態を打開するには、いったん離婚して、自分が単身親権者になって国籍離脱承諾書にサインすればよいのだろうか、というところまで思いつめた。冷静に考えればそのような選択ができるはずもない。あり得ない選択肢を考えてしまうほどに原国籍離脱という仕組みは当事者を追い詰める。

1984 年改正国籍法附則 5 条の特例で日本国籍を取得できる者に関する議論で、枇杷田政府委員は、「母親と子供とが同じ国籍であるということが一つの望ましい形なので、そういうふうな状態にすることが両性の平等にもあたる」と述べた¹²。さらに「原則は父母両系主義を取りまして、その次に国籍唯一の原則を置いて、そしてできるだけ国籍唯一の原則が貫かれるように、しかもそんなにムリがないところで調和できるかということを考えておる…帰化の場合におきましても、国籍唯一の原則を常に絶対にとるということは今度若干緩めることにいたしました。…附則の経過措置の関係におきましても重国籍になるということ容認するような規定にしておる」¹³と述べた。さらに国籍選択をした者の外国籍の離脱は「訓示規定」でそのように努力することを願うといい、最終的に、「どうにも両立しがたいような状態になったときには日本の国籍の喪失宣言の道を残しておくという程度にとどめている…何が何でも一つのものにしてしまおうということではなくて、御本人の意思をも尊重しながら、なるべく国籍唯一の原則が全うできるような具体的な方策を選んで法案にまとめたというつもり」だとも述べている。

この立場で帰化実務が行なわれていれば、S さんの子どものケースは、十分に国籍法 5 条 2 項の適用対象になる。この当時の政府委員の答弁から、2000 年代後半以降の国籍法 11 条 1 項適用者の摘発強化へと方針転換がなされた背景にはどのような理由があったのだろうか。「経済不況、国境問題、大災害などの社会不安に直面し、保守的な傾向が強まってしまった」（佐々木 2018：170）影響を指摘する議論もある。

5.4 「国益」からみた国籍法 11 条 1 項の問題

S さん家族の問題は、S さんが居住国の国籍を就労のために取得したことに起因する。筆者がこの問題を看過できないと考えるのは、S さんと同じような事情を抱える日本人／元日本人が相当数いると思われるためである。さらにそうした人たちが今後も漸増すると推測できるからである。

表 2 は日本国籍離脱者の増減をまとめたものである。2012 年から 2016 年の 5 年間は国籍取得者よりも国籍離脱者と国籍喪失者の数が毎年上回っており、合計で 4,615 人減少したことが分かる。

表2 国籍取得者、国籍離脱者、国籍喪失者の推移

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	計	比較
国籍取得者	1,089	1,033	966	958	884	4,930	4,930
国籍離脱者	518	613	770	962	945	3,808	9,545
国籍喪失者	921	1,058	1,172	1,300	1,286	5,737	

出典：法務省

- ・国籍取得者数は、国籍法3条、17条等の規程により日本国籍を取得した者の数。
- ・国籍離脱者数は、国籍法13条の規定により、日本国籍を離脱した者の数。
- ・国籍喪失者数は、戸籍法103条又は105条の規定により、日本国籍を喪失した旨の届出又は報告があった日本国籍者数。

これは国籍法による人口減少である。

国籍法11条1項が適用されて日本国籍を喪失した日露ハーフの国籍確認訴訟は2017年12月に原告敗訴が確定した（詳細は武田2019a参照）。直接的な原因は、ロシア政府が国外で出生したロシア人の子どもがロシア国籍を取得する際に、簡易帰化申請を求める国籍法改正を行なったためである。出生届に簡易帰化申請が組み込まれていることを自覚せずに行なった出生届により、「自己の意思で外国籍を取得した」と判断され、国籍法11条1項が適用された。

日露ハーフの場合は、ロシア国籍を取得するまでの間は日本国籍を有していたため、元日本人の帰化申請となる。だが、そもそも国籍法11条1項は、法定代理人の親の「法の不知」によって子どもの国籍を喪失させることを想定していたのであろうか。日本国籍の喪失から特別在留許可を得て、帰化により国籍を回復するまでに5年もの時間的経済的コストを費やしたが、それによって得たものとはいえば、原告が（当時は見かけ上ではあったが）日本とロシアの重国籍という問題発生時の状態に戻っただけのことである。ロシアの国籍法は日本への帰化による国籍離脱を認めていないためである。このような帰化行政を続けることで得られる「国益」とは一体なんなのだろうか。

国籍法11条1項違憲訴訟原告団が実施した海外に居住する日本人497名のアンケート回答者の中には国籍喪失者52名が含まれていた（武田2020）。その人たちの記述から、日本の在外公館がさまざまな情報から国籍喪失者を発見し、旅券を一時的に無効にする場合もあることが分かった。例えば、領事館から国籍喪失届を提出するように言われてそのままにしたところ、戸籍謄本を確認した兄から除籍されていると知らされた事例（米国・女性）、米国企業から日本支社へ赴任を命じられ就労ビザの手続をする際に米国籍取得を日本領事館から指摘され国籍喪失届を提出させられた事例（米国・男性）、家族の事情で帰国した際に国籍喪失届の提出を迫られた事例（カナダ・女性）、父親が死亡し遺産相続の関係から外国籍取得を知った日本領事館から国籍喪失届の提出を迫られた事例（オーストラリア・女性）など。日本国籍の離脱者や喪失者の増加（表2）はこうした「努力」の成果である。

6. まとめ

在外国民の複数国籍を容認する国の割合は、85カ国中33カ国（1960年：38.8%）から194カ国中142カ国（2015年：73.2%）へと倍増した（近藤敦2019：241）。ヨブケ（2013）は複数国籍を

容認する動きが主流化してきたのは、「平等と人権への配慮、不可避だという諦観、そして二重シテイズンシップの利益はその費用をはるかに上回るという多数意見とが合わさった帰結」（同上：72）だと述べている。こうした国際社会の動向からみると、日本政府が帰化実務の中で無国籍者を生み出していることは理解し難いだろう。問題視されないのは、こうした事実が知られていないためである。

日本の戦後の帰化制度は在日朝鮮人を対象に再開され、国家による絶対的な自由裁量のもとで運用されてきた。帰化申請者に対する理不尽な要求は、植民地期に形成された「人種差別的」意識の温存を加味しなければ理解し難い。在日コリアンをターゲットとするヘイトスピーチは、一般の人びとにもそうした意識が内在化していることの証左だろう。本稿で考察した帰化実務の中で生じる無国籍問題は、帰化は外国人の問題で日本人には関係のないことだと看過してきた問題が、日本人へと敷衍することになったもののように見える。帰化制度の議論には、第二次大戦後に「日本人／外国人」の二分法がどのような経緯を経て形成されてきたのかに立ち戻って考える必要がある。

最後にSさん家族の帰化申請を検討する中でイギリスとA国の日本への帰化希望者に対する対応から得た示唆を記してまとめとしたい。イギリスもA国も複数国籍を認めている。両国では国民が日本国籍を取得しても何ら問題は生じない。だが日本政府は原国籍の離脱を求める。主権尊重の原則から両国とも日本の国籍法制に口を挟むわけにはいかない。そこで両国は自国民の外国籍を取得する自由の制約になる場合に備えて、国籍離脱を認めつつ、国民が無国籍になる場合の予防策を整えている。

国籍法11条1項の条文は1899年に制定された旧国籍法20条をそのまま引き継いでいる。当時の日本は日清戦争が終わり、日露戦争が始まるまでの戦間期であった。18歳から40歳までの男性は兵役義務が課されると同時に、男性には日本国籍を離脱する自由が認められていなかった。では「外国籍を取得して日本国籍を喪失する」日本人とはどのような人たちが想定されていたのだろうか。北米や南米に移民した日本人の中には取得した農地を守るために居住国の国籍を取得した人びとがいた。アジア諸国にも農業移民や商業活動のために多くの人びとが渡航していた。例えば、沖縄出身の日本人父と台湾人母の子として台湾で生まれた育った筆者のインフォーマントのひとりには、「父は徴兵制を逃れるために漁師になった」と語っている¹⁴。この人は戦後に台湾から沖縄に移住し、1年半の無国籍期間を経て日本国籍を取得した。この人の父親の場合は、旧日本帝国領域内での移動であるが、旧帝国外で家族を形成する者もいたであろう。オランダの植民地下にあったインドネシアに限っても、1930年代にはインドネシア各地に「トコ・バン」（小売店）を営む日本人が6500人いたと記録されている（林2012）。そうした人びとの多くは日本社会での生活に閉塞感を覚えた青年たちだった。国際結婚した女性が事実婚から法律婚に変わることで外国籍を取得することもあっただろう。加えてアジア各地には「残留日本兵」が1万人ほどいた（同上）。そうした人たちの中には日本国籍を離脱できる制度が必要な人もいたし、「単一民族国家」へとナショナル・アイデンティティを再編しようとしていた日本政府にとっても国籍法11条1項は不可欠であった。つまり国籍法11条1項には、立法時から戦後しばらくの間は必要性も合理性もあったといえる。

しかし、現在は、立法当時とは社会状況も人びとのライフコースも人の国際移動の規模もまったく異なる状況になっている。海外に生活拠点を築き、日本と居住国を往来する生き方を望む人びとにとって、国籍法11条1項は桎梏以外の何物でもない。すでに法の合理性は失われてしまっている。

1984年の段階で、政府委員が「人権的な観点から捉える場合には、重国籍よりは無国籍の解消の方が強く取り上げられるということは、これは否定できない」¹⁵と述べていたことを想起すべきだろう。

近藤（2019）は、「重国籍は不可避的・必然的に発生するものであり、国際協調によっても、あるいは一国の制度によってもこれを完全に防止・解消することはできない。となれば、日本の国籍法で重国籍を『認める、認めない』という議論は意味がない」と述べ「国籍法は重国籍の存在を認めざるを得ない」（同上：183）と主張する。日本政府は90万人を超える重国籍者の存在を認めながら、その一方で、国籍法11条1項適用者の摘発を強化するという矛盾した対応を行なっている。差別されない権利という観点からも現在の国籍法と帰化実務の運用の正統性には疑義を禁じ得ない。本稿が国際社会の動向と人権尊重の立場から国籍法のあり方について議論する際の一助となることを願う。

※本稿は令和2年度～4年度基盤研究（C）課題番号20K02126（研究代表：武田里子）の成果報告の一部である。国籍法の解釈については近藤博徳弁護士、事例については複数国籍学習会参加者からの協力によるものであることを記し、心からの謝意を表したい。

注

- 1 2021年1月21日本件訴訟は東京地裁で請求棄却の判決が下された。判決を要約すると、日本国籍を奪われない権利あるいは日本国籍を持ち続けることの利益の重要性よりも複数国籍防止の方が重要であり、その目的のためには個人の権利や利益は制約されうるといふものである。原告は判決を不服として控訴した。
- 2 2020年1月30日付朝日新聞「無国籍者、強制送還は違法 高裁『地球上で行き場失う』
- 3 <https://www.viet-jo.com/news/social/200827193701.html>（最終アクセス：2020年11月20日）。VIET JOに掲載されていた「富裕層の間で人気の外国籍購入、米国からトルコまで様々」（2020/08/28 16:34 JST 配信）によれば、ベトナムでは近年、富裕層が金銭を支払って外国籍を購入するというケースが多く、外国籍取得のコンサルティングに特化した会社も多数出現している。外国籍を取得する方法の1つは、当該国の不動産を購入したり、寄付金を贈呈したりするなどして「投資家」として認めってもらうもの。「永住カード・外国籍取得プログラム」には、米国籍、カナダ国籍、オーストラリア国籍、ポルトガル国籍、モンテネグロ国籍、キプロス国籍、トルコ国籍などが挙げられている。
- 4 法務委員会議事録9号（1984年4月13日）7頁
- 5 この文書は李さんが「在日の『法的地位』の変遷」というタイトルで40頁（A4版）にわたり自身の歴史と在日の変遷を重ね合わせた論考であり、「参考になれば」と筆者に提供されたもの。
- 6 2017年7月に発足した国内外の当事者と研究者、弁護士などが参加する任意団体。
- 7 5条2項は1984年の国籍法改正時に新設された重国籍防止条件の緩和条項。「法務大臣は、外国人がその意志にかかわらず国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があるときは、その者が前項第5号に掲げる条件を備えないときでも帰化を許可することができる」。
- 8 第101回国会法務委員会第6号（昭和59年5月10日）22頁
- 9 関（2011）は外国人の基本的権利（とりわけ社会保障分野）が法律によることなく、省令や担当係長の口頭指示といった形で取り扱われていること、加えてより根源的な問題として、外国人の権利享有主体性についての基準をマクリーン事件の最高裁判決（最大判昭和53（1978）年10月4日）に求めていることの問題性を指摘する。なぜなら「係争対象となった行訴処分は1970年8月の在留期間更新不許可処分」であり、日本が最初に批

准した国際人権条約の発効は1979年だからだ。同判決は国際人権条約を踏まえていない。ゆえにその後の「国際環境の変化や日本における外国人居住者数の構成の変動をも踏まえて」、外国人の人権享有主体のあり方については再考されなければならないと主張している（同上：112-115）。

10 <https://www.refugee.or.jp/fukuzatsu/miyukinozu04>（最終アクセス：2020年11月19日）

11 1984年国籍法改正時の議論の中で枇杷田政府委員は帰化した際の原国籍の記載に関し、身分関係の適用を判断するために帰化者の戸籍にはもとの国籍を記載していたが、転籍によって記載されなくなるため、原国籍を書くのをやめたと述べている。「問題があればもとの除籍とあわせて判断する。」法務委員会議事録9号（昭和59年4月13日）12頁

12 第101回法務委員会議事録9号（昭和59年4月13日）13頁

13 第101回法務委員会議事録9号（昭和59年4月13日）14頁

14 2015年7月25日、台湾での聞き取り調査。

15 第101回国会法務委員会議事録第6号（昭和59年5月10日）22頁

参考文献

浅川晃広、2007『近代日本と帰化制度』、溪水社

阿部浩己、2010『無国籍の情景：国際法の視座、日本の課題』、UNHCR 駐日事務所

新垣 修、2015『無国籍条約と日本の国内法—その接点と隔たり』UNHCR 委託研究書

池上 務、1965『法的地位200の質問』京文社

井戸まさえ、2016『無戸籍の日本人』集英社

大沼保昭、2004『在日韓国・朝鮮人の国籍と人権』、東信堂

奥田安弘、1996『家族と国籍—国際化の進むなかで』、有斐閣選書

嘉本伊都子、2001『国際結婚の誕生』新曜社

金 英達、1990『在日朝鮮人の帰化』明石書店

近藤 敦、2019『多文化共生と人権—諸外国の「移民」と日本の「外国人」』明石書店

近藤博徳、2019「国籍法の読み方、考え方」国籍問題研究会編『二重国籍と日本』ちくま新書、175-198頁

佐々木てる、2018「保守化する時代と重国籍制度—ナショナル・アイデンティティから見る近代日本社会の国籍観」『エトランデュテ』第2号、151-175頁

白井美友紀編、2007『国家・国籍・民族と在日コリアン—日本国籍を取りますか？』新幹社

関 聡介、2011「日本社会の多文化／多国籍化と人権擁護法制」北協保之編『「開かれた日本」の構想—移民受け入れと社会統合』ココ出版、108-126頁

武田里子、2019a「国籍法11条1条の改廃を阻む壁—日露ハーフの日本国籍喪失問題を事例に」『国際地域学研究』22号、東洋大学、39-54頁

———、2019b「複数国籍の是非をめぐる国民的議論に向けた試論」移民政策学会編『移民政策研究』第11号、明石書店、31-46頁

———、2020「海外居住日本人が直面する国籍法11条1項の壁」『国際地域学研究』23号、東洋大学、67-85頁

館田晶子、2019「国籍をめぐる世界の潮流」国籍問題研究会編『二重国籍と日本』ちくま新書、151-174頁

田中 宏、2013『在日外国人—法の壁、心の溝 第三版』岩波新書

仲 晃生、2019「日本国籍の剥奪は正当なのか」国籍問題研究会編『二重国籍と日本』ちくま新書118-150頁

林 英一、2012『残留日本兵—アジアに生きた1万人の戦後』中公新書

無国籍研究会、2017『日本における無国籍者—類型論的調査』UNHCR 駐日事務所

ヨブケ、クリスチャン、2013『軽いシティズンシップ—市民、外国人、リベラリズムのゆくえ』岩波書店

- 李 洙任、2016「コリア系日本人の再定義—『帰化』制度の歴史的課題」、佐々木てる編『マルチ・エスニック・ジャパニーズ—〇〇系日本人の変革力』明石書店、108-129頁
- 李 洙任・田中 宏、2007『グローバル化時代の日本社会と国籍』、明石書店

Discussions on Prior Relinquishment of Original Nationality in the Naturalization Practice

Satoko TAKEDA

This paper discusses the problem of naturalization practice in Japan, in which applicants are expatriated prior to the granting the Japanese nationality, thereby creating stateless people in the process. Former Japanese, who lost their nationality under Article 11, Paragraph 1 of the Nationality Act (If a Japanese citizen acquires the nationality of a foreign country at his/her choice, he/she loses Japanese nationality), are also among them.

International movement of people intensifies, and across the world, an increasing number of people opts to live outside Japan for a certain period of their life and obtains nationality of the country where they live for the benefit of their family and for work. This has been a phenomenon observed across the world today. Faced with the reality, nations are adjusting their respective nationality laws to reflect the trend. The European Convention on Nationality (1997) stipulates that the State Parties must not deprive of individual's nationality acquired through marriage or by birth. Japanese nationals, who continue to live as permanent residents in the Western countries where holding multiple nationalities are permitted, are peculiar to other people's eyes.

For those who lost their Japanese nationality, the only way for them to regain it is through naturalization application, and some of the applicants are requested by the Japanese government to relinquish the original nationality and become stateless.

Through references to international efforts to eliminate statelessness as much as possible, this paper aims to shed light on the historical background to, and illogicalness of, the existing nationalization practice in Japan and suggest focuses of arguments that may facilitate improvement.